

利益相反管理の取組み

取引における顧客の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容

当社またはその関係会社が設定もしくは運用する有価証券（国内または外国投資信託、投資証券もしくはリミテッド・パートナー持分）の当社設定ファンドまたは投資一任契約に基づく顧客口座での組入れもしくは投資顧問契約に基づく顧客への組入れの助言

当社の関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券の組入れ

有価証券取引等の、当社の関係会社である証券会社等に対する発注

当社設定ファンドおよび顧客口座において保有もしくは取引する有価証券または当社設定ファンドの受益権の、当社の役職員による売買等の取引

当社設定ファンドまたは顧客口座における有価証券取引等の発注と、当社が運用する他の運用資産における有価証券取引等の発注を、束ねて一括して発注すること（一括発注）

取引における顧客の利益を害しないことを確保するための措置

新規ファンドの設定または投資一任契約もしくは投資顧問契約の締結にあたっては、社内規程等を定め、当該手続にしたがって様々な観点から問題点を検証しています。当社が設定する投資信託においては、組入れる有価証券の名称を、交付目論見書において明示し、また請求目論見書においてはそれと共に組入れ理由も説明しています。投資一任契約および投資顧問契約においては、顧客へ組み入れる有価証券の説明を行い、法令に基づき開示を行っています。

関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券の組入れにあたっては、社内規程等に基づき、原則として、関係会社である証券会社から購入せず、引受団に属する他の証券会社から購入することとしています。また組入れ後に組入れの事跡をモニタリングし、社内規程等に違反していないことを確認します。さらに、組入銘柄が投資ガイドラインにおいて問題なく投資できるものであることを取引前・取引後においてモニタリングしています。

社内規程等に基づき、各証券会社等の調査能力、売買執行能力等を考慮して、発注先として選定する証券会社等を定期的に見直します。株式については、前記で選定した証券会社への予定発注量も定期的に見直したうえで、各証券会社への実際の発注量を定期的にモニタリングし、関係会社である証券会社に対し合理的な理由なく多量に発注されていないことを確認しています。株式以外については、関係会社であるかどうかに関わりなく、最良の取引条件となる証券会社等に発注しているかを確認しています。なお、当社設定ファンドが関係会社である証券会社に対し支払った売買委託手数料の額（手数料相当額が取引の価格に織り込まれているものを除きます。）は、当該ファンドの運用報告書で開示されます。

当社の役職員による有価証券の売買等の取引は、社内規程等に基づき事前承認を得ることが義務付けられており、利益相反をうかがわせる事実がないことが確認できた場合のみ承認がなされます。また、取引後に取引内容を精査し、役職員の取引のタイミング・銘柄が、当社設定ファンドまたは顧客口座において取引されたものと重なる等の利益相反が生じていないことを確認します。

一括発注は、社内規程等に定める条件の下に行われ、その約定結果は社内規程に基づき、発注のあった運用資産間で公平に配分します。配分結果が社内規程等にしたがって公平になされたかどうかモニタリングします。

取引における顧客の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容

取引における顧客の利益を害しないことを確保するための措置

当社またはその関係会社と取引関係のある有価証券の発行体が発行する有価証券にかかる議決権の行使

当社設定ファンドまたは顧客口座で保有する有価証券にかかる議決権の行使は、社内規程等に基づいて、当社設定ファンドの受益者や当社の顧客の経済的利益に最も資するという原則の下に行われます。議決権行使の前にその内容が社内規程に沿っているか確認します。

当社設定ファンドまたは顧客口座と、当社が運用する他の運用資産間において行う有価証券等の取引(クロス取引)

社内規程等によりクロス取引は原則として禁止されております。

当社による当社設定ファンドの受益権の取得申込みおよび換金

当社による当社設定ファンドの受益権の取得申込みおよび換金は、社内規程等に則り、取得申込みの目的および金額、受益権の保有期間、換金時期等について一定の制限を設けて、一般的な投資者の利益を害しないように行います。また、社内規程等に示した取った取得申込み等が行われていることをモニタリングします。

当社設定ファンドの販売会社への当該販売会社に委託した業務に対する報酬の支払い

当社は受領した信託報酬の中から、当社設定ファンドの販売会社に、当該販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。当該金額については、交付目論見書等において明示しております。

当社と親子法人等との非公開情報の授受

当社は、親子法人等と非公開情報を共有できる内部管理部門等とその管理方法を社内規程等により定めて管理しております。また、当社が属するJ.P.モルガングループが行う取引に関する利益相反の管理については[利益相反管理方針の概要](#)として当社ホームページにて開示を行っています。